



# 社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

## 女性管理職を育成する 「メンター制度」の活用

### ◆今注目される「メンター制度」

相談できる目上の人がいるかどうかは、長い会社員人生にとって大きな影響を与えます。

この相談役のことを「メンター」と呼びますが、このメンターを活用した制度が、女性管理職育成のために改めて注目されているようです。

### ◆どのような制度なのか？

メンターとは、相談者に対して自分の人生経験をもとにキャリア形成の助言を行い、精神的な支柱となる人を指します。人事評価を行う直接の上司とは異なり、「斜め上」の立場から支援を行います。

一般的に、相談者の希望を聞きながら会社の人事部等がメンターの紹介を行い、面談は月 1 回 1 時間ほど、半年から 1 年で区切るといったケースが多いようです。

メンター制度は 1990 年代後半から米国系企業を中心に広まりましたが、ここ数年においては、女性社員の育成に力を入れる日本の企業が注目しているようです。

### ◆いかに相談相手を見つけるか

日本の企業では、経営幹部の中心が男性であることが多く、女性管理職が社内で心を許せる相談相手を見つけることは難しいという事情があります。

ある大手企業では、男性役員から女性管理職、女性管理職から女性総合職といったような「メンターチェーン制」というものを採用しているそうです。

男性役員からは、取引先との接し方などを教えられ、「目標が高まり今後のキャリアプランが見えてきた」と話す女性管理職もいるとのこと。



### ◆運用には難しさも

一方、「メンター制度」の運用には難しさもあります。

「女性の課題を理解する男性メンターは限られる」「相談側の問題意識が明確でないと続かない」といった声が人事担当者から挙がっています。また、「単なる悩み相談で終わらないように、キャリア相談か昇進支援かといった目的を明確にする必要がある」という指摘もあります。

上記のような点が、今後の課題と言えるでしょう。

## 2011 年の仕事観を表す漢字は 「耐」に決定

### ◆1,000 人の社員が回答

株式会社インテリジェンスから、「2011 年の仕事観を表す漢字」に関する調査（25～39 歳のビジネスパーソン 1,000 人が回答）の結果が発表されました。

以下の結果をご覧ください。皆さんも同じように感じられるでしょうか？

### ◆「学」「変」「考」が新たにランクイン

上記アンケートによるベスト 10 は、次の通り

の結果となりました。なお、カッコ内の順位は前年のものです。

- 1位「耐」(4位)
- 2位「楽」(1位)
- 3位「忍」(2位)
- 4位「苦」(3位)
- 5位「忙」(7位)
- 6位「生」(5位)
- 7位「学」(圏外)
- 8位「変」(圏外)
- 9位「努」(10位)
- 10位「考」(圏外)

どちらかと言えばマイナスイメージである「耐」が前年の4位から1位に、「忙」が前年の7位から5位に上昇しました。また、「学」「変」「考」が圏外から新たにランクインしています。

#### ◆メーカーは「忙」、建設・不動産は「楽」

業種別に見てみると、メーカーでの1位は「忙」であり、「震災、節電、円高、タイ洪水など、情勢の変化に合わせて自身の仕事も変化したため、忙しい1年だった」といった声が多かったそうです。

建設・不動産での1位は「楽」であり、「不況で仕事が少なく楽だった」という意見が目立ったそうです。しかし、「今後は被災地復興のために、建設業では仕事が増えそう」といった声も見られたようです。

### 1月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

#### 20日

- 特例による源泉徴収税額の納付<前年7月~12

月分> [郵便局または銀行]

#### 31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・配当剰余金調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月~12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

#### 本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 [給与の支払者]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

#### ~当事務所よりひと言~

今年は3月の東日本大震災により、たくさんの方が甚大な被害を受けました。

こちらの地域では直接津波などの被害は受けなかったものの、計画停電や商品の在庫不足、値上がり、放射能の影響、建物の被害等、仕事や生活に多くの問題が生じたかと思います。ご親戚の方等が被災し、震災を身近に感じたり、心配された方もいることと思います。

まだまだ震災による影響が生活や仕事に影を落としておりますが、新しい気持ちで新年を迎えることができればと思います。

皆様にとってよりよい一年を迎えることができま  
すように。来年もよろしくお願ひいたします。